解散公告

当社は、平成二十九年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

大阪府堺市南区三原台一丁三番四一―二〇一号

有限会社丸伸電機商会

清算人　左近　伸弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

奈良県大和郡山市筒井町一四三八番地四

株式会社フジタ

代表清算人　藤田　信善

解散公告

当社は、平成二十九年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

奈良市押熊町八八二番地の一二

有限会社エコテクノ

清算人　加藤　公孝

解散公告

当社は、平成二十九年五月二十五日開催の株主総会の決議により平成二十九年五月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

岡山県新見市高尾七七一番地の四

岡山郵便輸送株式会社

代表清算人　今田　和保

解散公告

当社は、平成二十六年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

岡山市中区倉富三三〇番地の一〇

株式会社岡山機械設計センター

代表清算人　河原美惠子

解散公告

当法人は、平成二十九年五月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

沖縄県沖縄市古謝三丁目一九番七号オーシャンズ・ニライ一〇一号室

一般社団法人沖縄綜合科学研究所

清算人　岡　修一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十九年三月七日神奈川県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

東京都港区西麻布一丁目一一番二号一階

医療法人社団慶隆会

清算人　松原　清

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

福岡県福岡市南区横手南町五―四四

財団法人日本勤労者健康開発協会

代表清算人　星崎　治男

解散公告（第三回）

当法人は解散致しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十九年六月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

千葉県木更津市朝日一丁目六番七号

ハピーハイツ木更津管理組合法人

清算人　松枝　ひさ

第九十一期決算公告

平成二十九年三月三十一日現在

貸借対照表の要旨

資産の部	千円
流動資産	一一、五一九、〇六五
固定資産	七、五〇四、一四八
合計	一九、〇二三、二一四
負債及び純資産の部	千円
流動負債	八、九八三、五九五
固定負債	三、八八四、五〇九
株主資本	三、一九一、〇五四
資本金	一〇〇、〇〇〇
資本剰余金	二、六〇三
資本準備金	二、六〇三
利益剰余金	三、〇八八、四五一
利益準備金	二二、五六〇
その他利益剰余金	三、〇六五、八九一
（うち当期純利益）	（三〇七、〇九一）
評価・換算差額等	二、九六四、〇五五
その他有価証券評価差額金	二、九六四、一八八
繰延ヘッジ損益	△一三三
合計	一九、〇二三、二一四

平成二十九年六月二十七日

大阪市西区江戸堀二丁目一番一号

丸石化学品株式会社

代表取締役社長　藤園　弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県奥州市江刺区栄町一四〇番地一〇、最後の住所岩手県奥州市江刺区栄町一八番四号　被相続人　亡　廣野　聡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

岩手県奥州市水沢区大手町五丁目一五番地

相続財産管理人　弁護士　岩崎　裕彌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県行田市天満八番地、最後の住所埼玉県行田市大字須加一五二九番地緑風苑　被相続人　亡　加村　文江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

埼玉県熊谷市宮町一丁目一二七番地

相続財産管理人　司法書士　菅原　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市北区大成町四丁目七八七番地、最後の住所埼玉県さいたま市北区日進町二丁目一六五一番地一　第一三大宮ハイツ一〇七　被相続人　亡　川島アイ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年六月二十七日

埼玉県さいたま市浦和区北浦和一丁目一六番七号　オガワビル二階　今井法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今井　眞弓

保留床処分のお知らせ

都市再開発法第108条の規定に基づき、岐阜駅東地区第一種市街地再開発事業における保留床処分の公募を実施します。当該保留床の取得を希望する方は、下記によりお申込ください。

記

1　処分する保留床　区画102、201、2201～2204、2301～2304、2401～2404、103　計15区画

2　公募要領配布場所　岐阜市西玉宮町２丁目６番地　加藤ビル３Ｆ　岐阜駅東地区市街地再開発組合　ＴＥＬ058―215―9931

3　公募要領配布期間・申込期間　平成29年６月27日（火）から平成29年７月７日（金）

4　その他　公募要領による

以　上

平成29年６月27日

岐阜駅東地区市街地再開発組合

理事長　丹羽　孝明